

鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を図るため、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備に向けた取組を支援することを目的として交付する。

（補助対象事業等）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

- 2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 3 補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化を図られるよう努めるものとする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

（補助金の額の算定）

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数はこれを切捨てる。）と、同表第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額 (補助金)	6 その他
物づくり	生産・技術向上支援事業	JA、農業者、法人等	単収向上に係る機械、資材の導入に必要な経費等 (CO ₂ 施用装置、軸折れ防止ネット資材等)	1/2	525千円/ 事業実施主体	ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
	販売促進・消費拡大支援事業(一般)	生産組織、JA、農業者、法人等	商談会等販売促進活動支援	2/3	200千円/ 事業実施主体	
環境づくり	産地規模拡大支援事業	生産組織、JA、農業者、法人等	(1) 新たな大型低コストハウス試作・高設システムの整備に必要な経費等	1/2	6,000千円/ 事業実施主体	
			イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証	(2) 育苗受託者によるハウスや育苗用ベンチの導入に必要な経費等		3,150千円/ 事業実施主体

様式第1号(第6条、第10条関係)

年度 鳥取市戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1～2のとおり

第3 事業費の内訳

対象細事業	事業費	負担区分			備考
		市費	その他 ()	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合計					

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
市町村費 その他() 事業実施主体	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注(工事請負費、委託費に限る。)が困難である場合の理由

第7 園芸施設共済等への加入状況(加入済・今後加入予定(年 月)・対象施設を導入しない)

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

第8 他の補助金の活用の有無(有・無)

いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注)当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

第9 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※いずれか該当するものに○をしてください。

別紙1-1 物づくり(生産・技術向上支援事業)

事業の内容

事業実施主体名

1 栽培面積(a)

	現状(年度)	事業実施年(年度)	
		計画	実績
イチゴ栽培面積			
うち「とっておき」栽培面積			

※現状は前年度実績を記載

2 事業の内容(実績)

項目	導入面積	数量	単価	金額	備考
	a		円	円	
			合計	円	

(1) 項目には、事業により予定している単収向上、品質向上に要する機械や資材等を記載すること。

(2) 導入面積には、本事業により機械、資材を導入する面積を記載すること。

添付資料(申請時) ・生産組織の場合は規約および構成員一覧

・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)

(実績報告時・事業費が確認できる資料(見積書、請求書、領収書等)

事業の内容

事業実施主体名	
---------	--

1 計画の概要

※現状の課題、事業の必要性等

2 事業の効果(計画時は期待される事業の効果)

3 栽培面積(a)

	現状(年度)	事業実施年(年度)	
		計画	実績
イチゴ栽培面積			
うち「とっておき」栽培面積			

※現状は前年度実績を記載

※PR支援事業は記載を省略することができる

4 事業の内容(実績)

区分	内容
	※実施期間、実施場所、実施内容、参加人数等具体的にわかるように記載すること。

(1) 区分にはPR資材作成、商談会出展等事業内容を記載すること。

5 事業費積算

区分	予算額	積算内容
合計		

(1) 区分にはPR資材作成、商談会出展等事業内容を記載すること。

(2) 上記の内容が記載されていれば、積算内容は別様でもかまいません。

添付資料(申請時)・生産組織の場合:規約および構成員一覧

・その他申請事業の参考となる資料(内容のわかるもの)

(実績報告時)・実施状況の写真(実績報告時)

・事業費が確認できる資料(請求書、領収書等)

事業の内容

事業実施主体名	
---------	--

1 栽培面積(a)

	現状(年度)	事業実施年(年度)	
		計画	実績
イチゴ栽培面積			
うち「とっておき」栽培面積			

※現状は前年度実績を記載

2 事業の内容(実績)

(1) イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証

項目	導入面積	事業費	備考
・ハウス(○m×○m) ・高設ベンチー式 (○m×○本)	a	円	
合 計			

(2) 種苗供給体制の構築に係る育苗環境の整備

項目	導入面積	事業費	備考
・ハウス(○m×○m) ・育苗用ベンチー式 (○m×○本)	a	円	
合 計			

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙様式に融資の内容を記載して添付すること。

添付資料(申請時) ・実施設計書
・位置図
・現況写真
・概算見積書の写し

(実績報告時) ・見積書
・出来高設計書
・位置図(変更があった場合)
・完成写真
・事業費が確認できる資料(請求書、売買契約書の写し等)
・ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し
※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

別記

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額	償還年数	その他

様式第2号(第10条関係)

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業仕入
控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金について、戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 規則第18条の補助金の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。